

(参考資料 1 3) 2021年度ガス事業監査結果

2021 年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	託送供給収支	託送収支計算書（営業外費用等）の算定誤り	営業外費用（その他）について、配賦すべき費用の集計を誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 13.(7)
2	託送供給収支	託送収支計算書（営業外費用（資金調達））の配賦誤り	営業外費用（資金調達）について、誤った配賦方法で算定していた。	適正な配賦方法で算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 13.(5)
3	託送供給収支	誤った託送収支計算書の公表	2019事業年度の託送収支計算書について、営業外収益の資金運用に計上する金額の記載が誤っていた。	公表済みの託送収支計算書の修正・公表を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第8条
4	託送供給収支	託送収支計算書の項目の記載誤り	分轄して整理した工事負担金収入額について、誤った項目（償却分区域外工事負担金収入）に記載していた。	適正な項目（償却分工事負担金収入）に記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 11.(8)
5	託送供給収支	超過利潤計算書（特別損益）の算定誤り	託送供給関連部門の特別損失について、災害に伴う特別損失を控除せずに誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 31.(1)
6	託送供給収支	託送収支計算書の項目の記載誤り	他の事業者から依頼された漏洩検査等に係る収益等について、誤った項目（営業外収益等）に記載していた。	適正な項目（営業収益等）に記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 11.(5)
7	託送供給収支	託送収支計算書（託送収益明細表）の記載漏れ	託送収益明細表（その他託送供給関連収益）について、記載すべき託送収益の金額が未記載であった。	適正な金額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 14.
8	託送供給収支	特別利益の算定誤り	「特別利益」の算定に当たり、ガスホルダー修繕積立金の取り崩し利益が計上されていなかった。	「特別利益」を適切に修正すべきである。これに伴い修正を要する「税引前託送供給関連部門当期純利益」、「法人税等」、「託送供給関連部門当期純利益」の算定を適切に行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 13.(4)
9	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦することとなっているが、固定資産金額比の算定を誤ったため、託送資産が誤って算定されていた。	託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2
10	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産の配賦に誤りがあったほか、託送資産の計上に漏れがあったため、託送資産が誤って算定されていた。	託送資産については、各機能に正しく漏れがないように配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2
11	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、期首期末平均で算定している旨を記載しているが、期末簿価で算定していた。	期首期末平均又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2
12	財務諸表	勘定科目の誤り	ガス器具の販売、修理等に係る費用が供給販売費に含まれていた。	「その他営業雑費用」として整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第 1
13	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦することとなっているが、固定資産金額比の算定を誤ったため、託送資産が誤って算定されていた。	託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2

2021 年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
14	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の設備勘定（有形）及び無形固定資産を算定する際、計上もれがあった。	ガス事業に係る資産としているものについては、漏れがないように計上したうえで、託送資産を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
15	託送供給収支	託送供給収支計算書上の事業税の算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1
16	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の設備勘定（有形）及び無形固定資産を算定する際、計上もれがあった。	ガス事業に係る資産としているものについては、漏れがないように計上したうえで、託送資産を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
17	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、期首期末平均で算定している旨を記載しているが、期末簿価で算定しているなどの間違いがあった。	期首期末平均又は期央残高により正しく算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
18	財務諸表	勘定科目の誤り	営業雑費用や附帯事業費用として整理すべき費用が供給販売費で整理されていた。	適正な科目で整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
19	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	機能別配賦係数の算定基礎となる固定資産の分類に誤りがあった。	機能別に正しく分類し、係数を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1
20	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦することとなっているが、直課及び固定資産金額比の算定を誤ったため、託送資産が誤って算定されていた。	機能別に正しく分類し、算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
21	財務諸表	勘定科目の誤り	営業雑費用として整理すべき費用が修繕費で整理されていた。需要開発費が、一般管理費として整理されていたものがあった。	適正な科目で整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
22	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、託送費用として特定できる費用を直接配賦していなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
23	託送供給収支	託送供給収支計算書上の事業税の算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1
24	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	託送費用関連配賦基準となる固定資産金額比が誤っていたことにより、託送費用が誤って算定されていた。	固定資産金額比は、各固定資産を各機能に適正に分類し、算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1
25	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、期首期末平均の算定誤り及び計上漏れにより、託送資産が誤って算定されていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
26	託送供給収支	超過利潤累積額管理表の作成誤り	超過利潤累積額管理表の作成にあたり、前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）および当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）において、翌事業年度の開始の日において改定後料金を実施する場合は、零とすべきであるが、零とされていなかった。	前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）および当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）は、翌事業年度の開始の日において改定後料金を実施する場合は、零とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (1) (2)
27	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算出した収入課税とすべきところ、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)

2021 年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
28	託送供給収支	法人税等の整理方法の誤り	法人税等を整理する際に、算出された数値はマイナスであったので、計算規則に基づき、零を下回る場合にあっては零としなければいけないところ、誤ってマイナスの実数を計上していた。	託送供給収支計算書に整理する法人税等は、零を下回っているため、零とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13. (9)
29	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算出した収入課税とすべきところ、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12. (4)
30	託送供給収支	託送供給収支の供給販売費（労務費、消耗品費、賃借料）算定方法の誤り	託送供給収支の供給販売費（労務費、消耗品費、賃借料）を算定するにあたり、別表第1第1表の配賦基準を用いて算定しなければいけないところ、配賦基準どおりに適切に算定されていなかった。	供給販売費（労務費、消耗品費、賃借料）を算定する際には、別表第1第1表の配賦基準によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12. (2)
31	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、県税事務所からの指導により事業税の修正申告を行っていたが、託送供給収支計算書に反映させていなかった。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12. (4)
32	託送供給収支	資金調達に係る営業外費用の算定方法の誤り	資金調達に係る営業外費用を算定するにあたり、固定資産金額比を用いて算定しなければいけないところ、料金収入比で算定していた。	資金調達に係る営業外費用を算定する際には、固定資産金額比によって算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13. (5)
33	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算出した収入課税とすべきところ、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12. (4)
34	託送供給収支	超過利潤計算書の作成方法の誤り	託送供給収支計算書を基に超過利潤計算書を作成する際、「税引前託送供給関連部門当期純利益」欄に誤って税引後の当期純利益を計上していた。	超過利潤計算書を作成する際には、様式に従い適切に数値を計上して整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第31.
35	託送供給収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益を算定する際、自家消費分を含めて算定しているが、自社導管部門の自家消費相当分を除いて算定していなかった。	自社託送収益を算定する際には、自社導管部門の自家消費相当分を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第11. (2)
36	託送供給収支	託送供給収支の営業費用（一般管理費）算定方法の誤り	託送供給収支の営業費用（一般管理費）を算定するにあたり、事業税を除いて算定すべきところ、事業税を含めて展開していた。	託送供給収支の営業費用（一般管理費）を算定する際には、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12. (2)
37	託送供給収支	託送資産明細表の誤計算	託送資産明細表の託送資産を算定する際、帳簿価格の期首期末平均又は期央残高の額とすべきところ、期末残高の額としていた。	託送資産明細表の託送資産を算定する際には、帳簿価格の期首期末平均又は期央残高の額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
38	託送供給収支	乖離率計算書の作成誤り	乖離率計算書の作成にあたり、実績費用及び実績需要量は、最新の託送料金改定時の原価算定期間の想定原価・想定需要量と比較して算定すべきであるが、誤って託送料金改定前の原価算定期間の想定原価・想定需要量と比較して作成していた。	乖離率計算書の作成にあたり、実績費用及び実績需要量は、最新の託送料金改定時の原価算定期間の想定原価・想定需要量と比較して算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第35. (6)
39	託送供給収支	託送供給収支計算書上の法人税等の算定誤り	託送供給収支計算書の税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等は、零（「0」）を下回る場合、零とすることと定められているが、誤ってマイナスの実数を計上していた。	託送供給収支計算書の税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等は、零（「0」）を下回っているため、零とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13. (9)
40	託送供給収支	託送資産明細表の誤計算	託送資産明細表の託送資産を算定する際、帳簿価格の期首期末平均又は期央残高の額とすべきところ、誤計算により金額が相違していた。	託送資産明細表の託送資産を算定する際には、帳簿価格の期首期末平均又は期央残高の額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
41	託送供給収支	託送資産明細表の誤計算	託送資産明細表の本支管投資額実績表を作成する際、直近5年間の実績額を記載すべきところ同記載期間（年度）及び記載金額が相違していた。	託送資産明細表の本支管投資額実績表を作成する際には、直近5年間の実績額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.

2021 年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
42	託送供給収支	託送供給収支計算書上の法人税等の算定誤り	託送供給収支計算書の法人税等は、法定実効税率を用いて算定すべきところ、税率を誤っていた。	託送供給収支計算書の法人税等を算定する際には、法定実効税率を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(9)
43	託送供給収支	託送供給収支の営業外費用の計上金額誤り	託送供給収支の営業外費用において、計算式の誤りにより、本来、営業外費用とすべき金額が計上されていなかった。	託送供給収支の営業外費用は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.
44	託送供給収支	乖離率計算書の作成誤り	乖離率計算書の作成にあたり、実績需要量は、原価算定期間又は原資算定期間の年数に対応した直近の事業年度の合計を記載すべきところ、集計年度の誤りにより、本来、記載すべき値で作成されていなかった。	乖離率計算書の作成にあたり、実績需要量は、原価算定期間又は原資算定期間の年数に対応した直近の事業年度の合計を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第35.(6)
45	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の整理において、小売部門のみに関係する保守点検費用を直接配賦せず、機能別展開する費用項目に含めていた。	GHPの保守点検契約料は小売に係る機能に直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(1)
46	託送供給収支	運転資本の算定誤り	運転資本について、営業費等から控除する減価償却費の算出方法に誤りがあった。	本来適用すべき係数にて減価償却費を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
47	財務諸表	勘定科目の整理誤り	供給販売費の整理において、休止設備に係る費用が計上されていた。	当該費用については一般管理費で計上すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 取扱要領第89
48	財務諸表	勘定科目の整理誤り	法人税等の還付金が雑収入等で計上されていた。	税の還付については法人税等で計上すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 取扱要領第94
49	託送供給収支	超過利潤額の算定誤り	超過利潤計算書について、税引き前の託送供給関連部門当期純利益を入れるべき欄に、税引き後の同額を誤入力した為、超過利潤額が過少に計算されている。	最新の規則に基づき超過利潤計算書を作成するとともに、その様式に基づき超過利潤額を算出すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3
50	託送供給収支	運転資本の算定誤り	託送資産（運転資本）の算定において、除却されている物品の一部が、当該固定資産除却損の中に算入されていないため、運転資本が正しく算定されていない。	固定資産除却損を修正し、運転資本を算出すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
51	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の整理において、嘱託社員に係る人員比が誤って算定しており、労務費が正しく算定されていない。	嘱託社員の人員比を修正し労務費を算定しなおすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)①
52	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	資金運用に係る営業外収益に、貸倒引当金戻し入れ額が含まれていた。	営業外収益から貸倒引当金戻し入れ額を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(1)
53	託送供給収支	その他の営業外収益の算定誤り	その他の営業外収益の整理において、付帯事業等に関わる金額を含めた金額で算定しており、その他の営業外収益が正しく算定されていない。	付帯事業等に係る金額を除いた金額に修正のうえ算出しなおすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(1)
54	財務諸表	特別損失の算定誤り	ガスメーターの入れ替えに伴い発生する固定資産除却損を供給販売費ではなく特別損失で整理されていた。	供給販売費の固定資産除却損で整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 第6条
55	託送供給収支	託送資産の算定誤り	設備勘定(有形)の前年度期末の金額が今年度期首の金額となっていない。	固定資産台帳との突合確認を行い、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2.2

2021 年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
56	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算出した収入課税とすべきところ、課税対象となる収入に対する託送収益の比によって算定されていた。	事業税は地方税法の定めるところにより算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(4)
57	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	営業外費用として計上するべきものが供給販売費に計上されていた。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第3条 別表第13(7)
58	託送供給収支	供給販売費の機能別項目への配賦誤り	託送費用として特定できるものは、直接配賦することとし、それ以外は固定資産金額比で配賦するところを人員比で配賦していた。	適正に供給販売費の機能別項目への配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)①
59	託送供給収支	設備勘定(有形)の算定誤り	ガス事業にかかる有形固定資産として整理されている資産が適切に計上されていなかった。	省令に基づき適正な数値を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
60	託送供給収支	実績費用の算定誤り	実績費用の算出にあたり、調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等の計上がもれていた。	省令に基づき正しく計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第35.(3)
61	託送供給収支	実績費用の算出誤り	実績費用の算定において、適正な数値で算定していなかった。	省令に基づき正しく算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第35.(3)
62	託送供給収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表の直近の投資額が実績見込で算定されていた。	省令に基づき、本支管投資額は実績額で算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 本支管投資額の算定方法
63	託送供給収支	託送費用の算定誤り	附帯事業にかかる費用を含めてガス事業に係る費用を算定していた。	省令に基づき正しく算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.
64	託送供給収支	託送費用の算定誤り	ガス事業に係る費用の算定において、地区別に直接配賦するにあたり、誤った地区に配賦していた。	省令に基づき正しく配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(1)
65	財務諸表	固定資産明細表の作成誤り	固定資産明細表の作成において、計算式や数値に誤りが認められた。	省令に基づき正しく作成すべきである。	ガス事業会計規則 第2条
66	財務諸表	勘定科目の分類誤り	ガス機器販売の労務費について、「その他営業雑費用」として計上すべきところ、供給販売費に計上していた。	ガス器具販売の労務費について、適正に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 第2条 別表第1
67	財務諸表	勘定科目の分類誤り	製造設備の土地を含む委託作業について、全額供給販売費に計上していた。	製造設備の土地部分について、案分するなど適正に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 第2条 別表第1
68	約款の運用	本支管工事負担金の処理誤り	託送供給約款に基づく本支管の工事負担金について、自社小売部門に負担金相当額を通知する等の手続きを行っていなかった。	本支管工事負担金について、約款等の規定に基づき適正に処理すべきである。	託送供給約款VI-38. 工事費等の申し受けおよび精算
69	託送供給収支	一般管理費の計上誤り	一般管理費の固定資産除却費について、ネットワークセキュリティ機器の除却分を「システム関連」に特定すべきところ、「土地建物関連」に計上していた。	一般管理費の固定資産除却費について、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)②

2021 年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
70	託送供給収支	託送費用の算定誤り	天然ガスタンド関連の費用について、託送費用から除外して算定すべきところ、託送費用に含めて算定していた。	天然ガスタンド関連の費用について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2 (2) ②
71	託送供給収支	供給販売費（労務費）の算定誤り	内管工事の労務費について、振替額の算定方法を誤っていた。	内管工事の労務費について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2 (2) ②
72	財務諸表	勘定科目の分類誤り	ネットワークサーバーに係る費用について、一般管理費として計上すべきところ、供給販売費に計上していた。	ネットワークサーバーに係る費用について、適正に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 第 2 条 別表第 1
73	託送供給収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定において、固定資産除却損のみを控除すべきところ、固定資産除却費用全額を控除していた。	固定資産除却損について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2 2.
74	託送供給収支	託送費用の算定誤り	水素ステーション関連の費用について、託送費用から除外して算定すべきところ、託送費用に含めて算定していた。	水素ステーション関連の費用について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2 (2) ②
75	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税の算定について、収入金額全体から税率で算定した金額を、ガス事業と附帯事業の割合で分配すべきところ、ガス事業と附帯事業それぞれの収入金額に対して税率を乗じて算定していた。	事業税について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2 (4)
76	託送供給収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定において、固定資産除却損のみを控除すべきところ、固定資産除却費用全額を控除していた。また、一般管理費の固定資産除却損について、供給販売費の固定資産除却費を控除して割合を算定し計上すべきところ、含めて計上していた。	固定資産除却損について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2 2.
77	託送供給収支	託送費用の算定誤り	天然ガスタンド関連の費用について、託送費用から除外して算定すべきところ、託送費用に含めて算定していた。	天然ガスタンド関連の費用について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2 (2) ②
78	託送供給収支	営業外収益（雑収入）、（その他）の算定誤り	営業外収益の算定において、料金改定時に料金原価に織り込まれていた費用が「雑収入」に計上されず、「その他」に計上されていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、営業外収益の「雑収入」の算定について、料金改定時に料金原価に織り込まれていた収入は「雑収入」に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2)
79	託送供給収支	託送資産明細書 運転資本の算定誤り	運転資本の算定において、一般管理費の控除項目である減価償却費と固定資産除却損が正しく控除されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、運転資本は、営業費等から減価償却費、固定資産除却損等を適正に除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2
80	託送供給収支	託送資産明細書 運転資本の算定誤り	運転資本の算定に係る一般管理費の控除項目費用である減価償却費、固定資産除却損について、事業税を含む一般管理費を機能別に配賦して算定していたため正しく控除されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、運転資本は、一般管理費の控除項目費用である減価償却費、固定資産除却損を適正に算定・控除して計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2) 及び別表第 2
81	託送供給収支	製造費及び供給販売費の機能別配賦係数の算定の誤り	製造費・供給販売費の機能別配賦係数の算定において、人員比、固定資産金額比（取得原価比、帳簿価格比）を誤って算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、機能別配賦人員比、固定資産金額比（取得原価比、帳簿価格比）について、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2)
82	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の算定において、事業税を除いて整理すべきところ事業税を含めて算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、一般管理費を算定する際は、計算規則に基づき、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2)

2021 年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
83	託送供給収支	託送資産明細書 設備勘定（有形）の 算定誤り	設備勘定（有形）の機能別金額において、固定資産台帳と異なる金額を計上していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、設備勘定（有形）の機能別金額については、固定資産台帳と整合性を図る等適正な金額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 2
84	託送供給収支	営業外費用（雑支出 等）の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定において、料金原価に織り込まれていない費用が一部加算計上されていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、営業外費用の雑支出等については、料金原価に織り込まれた営業外費用（ガス事業託送供給約款料金算定規則別表第 1 第 1 表（2）に整理された費用）を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 1 3.（6）
85	託送供給収支	託送資産明細書 運転資本の算定誤り	運転資本の供給販売費の控除項目の算定において、機能別配賦係数に用いた固定資産金額比と異なる数値により算定していた。また、運転資本の一般管理費の控除項目の算定において、一般管理費の減価償却費の機能別展開を誤って算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、運転資本の供給販売費及び一般管理費の控除項目の算定における費用について適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 2
86	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	財務諸表の営業外収益に計上しているガス事業に係る「貸倒引当金戻入」を託送供給収支計算書の営業外収益に計上していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、損益計算書の営業外収益に計上しているガス事業に係る「貸倒引当金戻入」については、託送供給収支計算書においても営業外収益の「その他」の項目に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 1 3.（3）
87	財務諸表	勘定科目の分類誤り	一般管理費の租税課金に計上する事業税は、収入金額を課税標準とするものに限られるが、利益に関連する金額を課税標準とするものを含めていた。	ガス事業会計規則に基づき、事業税（収入金額を課税標準とするものに限る）は一般管理費の租税課金に計上すべきである。また、利益に関連する金額を課税標準とするものは損益計算書の法人税等に整理すべきである。	ガス事業会計規則 第 2 条 別表第 1
88	託送供給収支	営業外収益・営業外 費用の算定誤り	財務諸表の営業外収益及び営業外費用に計上しているガス事業に係る「貸倒引当金戻入」及び「貸倒引当金繰入」を託送供給収支計算書の営業外費用及び営業外収益に計上していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、損益計算書の営業外収益及び営業外費用に計上しているガス事業に係る「貸倒引当金戻入」及び「貸倒引当金繰入」については、託送供給収支計算書においても、それぞれ営業外収益の「その他」、営業外費用の「その他」に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 1 3.（3）（7）
89	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の算定において、事業税を除いて整理すべきところ事業税を含めて算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、一般管理費を算定する際は、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 1 2.（2）
90	託送供給収支	製造費及び供給販売 費の機能別展開配賦 基準の誤り	製造費及び供給販売費の機能別展開において、社員比・嘱託人員比、固定資産金額比（帳簿価額比）を誤って算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、製造費及び供給販売費の機能別配賦係数の算定に係る社員比・嘱託人員比・総人員比・固定資産金額比（帳簿価額比）については、総人員台帳、固定資産台帳を確認し適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 1 2.（2）
91	託送供給収支	営業外収益・営業外 費用の算定誤り	営業外収益（雑収入、その他）及び営業外費用（雑支出、その他）の機能別展開において、機能別原価項目金額比で配賦し算定すべきところ誤って、固定資産金額比で配賦し算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、営業外収益・費用に係る機能別原価網目金額比については、適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 1 3.（3）
92	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の算定において、事業税を除いて整理すべきところ事業税を含めて算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、一般管理費を算定する際は、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支 計算規則 別表第 1 2.（2）